

岐阜県公報

目次

規則
岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

ページ

号外(八) 平成二十八年 四月 一日

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十二号

改正する規則
岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。
別表第一中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える。

16 堆肥 重金属等、農業等

「再生加熱アスファルト混合物にあつては、」
別表第二九の項中 「廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くずを使用
した舗装材にあつては、二〇パーセントを 廃ゴム、廃ガラス
以上使用していること。」
「再生加熱アスファルト混合物にあつては、」
した舗装材にあつた以上使用している

の一部分としてあること。

又は陶磁器くずを使用 に改め、同表中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までは、二〇パーセント

こと。
項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える。

16 堆肥	家畜ふん、食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第一項に規定する食品廃棄物等をいう。）、剪定枝、樹皮又は刈草を二〇パーセント使用していること。
----------	---

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社